

三、親族又ハ本人ト同一ノ家ニ在ルモノニシテ本人死亡當時其收入ニヨリ生計ヲ維持シタルモノ

二二

第七十二條 左ノ場合ニ於テハ扶助料ハ支給セザルモノトス

- 一、解雇後一年ヲ經過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ己ニ受ケタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此限リニ在ラズ解雇前又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同ジ
- 二、扶助ヲ受ケテ治愈シタル負傷又ハ疾病ガ職工解雇後ニ於テ再發スルトキ

第九章 退職解雇禁制懲戒及退職慰勞金

第七十三條 左記各號ノ一ニ該ルトキハ資格、勤続年數、勤務ノ成績等ヲ詮議シ左ノ範圍於テ本人又ハ其遺族ニ退職慰勞金ヲ支給ス
但シ本社營業ノ狀況等ニヨリ多少ノ割増ヲ附スルコトアルベシ

- 一、勤続滿三年以上ニシテ死亡シタルトキ
- 二、勤続滿五年以上ニシテ傷病ノタメ退職ヲ許シタルトキ
- 三、勤続滿十年以上ニシテ定限年齢以上ニ達シ退職シタルトキ
- 四、本社ノ業務上ノ都合ニヨリ解雇シタルトキ

退職慰勞金支給表

勤続滿年數	定額日給一五五分以上二〇日分以内
一年未滿	ク
一年以上	ク
一年以上	ク
一年以上	ク
一年以上	ク
一年以上	ク
一年以上	ク
五年以上	ク

二三